

子どもの音楽活動推進会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童生徒に音楽に対する豊かな感性や音楽を愛する心情を育み、音楽のすばらしさを味わい、体験することを目的とした「子どもの音楽活動推進事業」を推進するため、子どもの音楽活動推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議・助言を行う。

- (1) 子どものためのオーケストラ鑑賞
- (2) 子どもの音楽の祭典
- (3) ジュニア音楽リーダー育成事業
- (4) その他、推進会議が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 推進会議は、次に挙げる者をもって構成する。

- (1) 音楽のまち・かわさき推進協議会事務局長（1名）
- (2) 市内音楽関係者（1名）
- (3) 小学校音楽教育研究会代表（1名）
- (4) 中学校教育研究会音楽部会代表（1名）
- (5) 洗足学園音楽大学代表（1名）
- (6) 昭和音楽大学代表（1名）
- (7) PTA連絡協議会代表（1名）

(会議)

第4条 推進会議は、事務局が召集する。

(事務局)

第5条 事務局は、教育委員会学校教育部指導課におく。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成23年7月19日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月5日から施行する。